

公募型プロポーザルの実施について

射水市イングリッシュ・キャンプ業務委託について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年4月17日

射水市長 夏 野 元 志

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 件名

射水市イングリッシュ・キャンプ業務委託

(2) 履行場所

富山県呉羽青少年自然の家（富山県富山市西金屋8194）

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり。

(4) 委託期間

契約締結日から令和7年8月31日までとする。

（キャンプ実施日は令和7年8月4日（月）～8月6日（水）（2泊3日）とする。）

(5) 契約限度額（消費税及び地方消費税を含む。）

2, 7 4 2, 0 0 0円

2 参加資格

次に掲げるすべての要件に該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による制限を受ける者でないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申し立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後であって、本件入札に参加することについて支障がないと認められる者を除く。

(3) 過去に同様のイングリッシュ・キャンプ業務の委託実績があること。

(4) その他、別紙の仕様書で定める内容を満たしていること。

3 スケジュール

(1) 申請書類の提出期間及び方法

提出期間：令和7年4月17日（木）～令和7年5月8日（木）午後5時まで

※ プロポーザルに参加する事業者は、申請書類を学校教育課まで電子メールにて提出すること。

※ 詳細については「4 申請書類」を参照すること。

(2) 質問受付期間、提出場所及び方法

受付期間：令和7年4月17日（木）～令和7年4月24日（木）午後5時まで

※ 質問については、学校教育課まで電子メールにて質問書（任意様式）を提出すること。

※ 受付期間以外に提出された質問は一切受け付けない。

※ 質問の回答は令和7年4月30日（水）までに電子メールで回答及び市ホームページに掲載する。なお、質問書に対する回答は、本要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

(3) プレゼンテーションの実施

提出された提案書及び提案書の内容に係るプレゼンテーション等の評価を行う。

実施日：令和7年5月19日（月）

※ 実施時間については令和7年5月12日（月）に通知する。

(4) 審査結果の通知

結果通知日：令和7年5月21日（水）までに各事業者へ通知する。

※ 審査結果についての異議申立て及び問合せ等は一切受け付けない。

※ 審査内容については、一切開示しない。

(5) 契約の締結

審査結果に基づき、優先交渉権者と契約の締結交渉を行う。

契約締結日：令和7年5月下旬

※ 契約者は、本要領及び仕様書のほか、提案者が作成する提案書に記載の項目については、責任を持って履行すること。

4 申請書類

(1) 参加申請書（様式1）

(2) 事業者概要調書及び業務実績書（様式2）

(3) 見積書（様式3）、見積内訳書（任意様式）

(4) 提案書（任意様式）

次に掲げる事項について、別紙「選考基準」を踏まえた提案を行うこと。

ア 会社概要、過去の業務実績

イ 提案するイングリッシュ・キャンプの方針

ウ 提案するプログラムの内容、加入する保険の内容

エ 業務実施体制（現場責任者、外国語指導助手の経歴等）

オ その他独自提案（仕様書に記載のない事項についても、射水市にとって有益と認められる提案があれば、概要を記述すること。）

5 申請書類の提出

(1) 提出期限

3 (1) のとおり

(2) 提出先 (事務局)

〒939-0294

富山県射水市新開発410番地1

射水市教育委員会 学校教育課

TEL : 0766-51-6635 (直通)

電子メール : gakkou@city.imizu.lg.jp

(3) 提出方法

- ・電子メールにて提出書類等を電子データで提出することとし、送信後に事務局に電話で連絡すること。
- ・提案書の作成等、プロポーザルに関する費用はプロポーザル参加者の負担とする。

6 プレゼンテーションの実施について

(1) 実施日時

令和7年5月19日 (月) 午前9時～午後5時

(各事業者の時間は別途、個別に連絡)

※ 提案事業者の数により日時を変更する場合がある。

(2) 実施場所 (予定)

オンライン (Zoom)

※ ミーティング ID、パスコード等については、申請書類確認後に電子メールにて通知する。

(3) 実施方法

1者45分以内 (プレゼンテーション30分、質疑応答15分)

(4) 留意事項

- ・提案者が1者の場合であってもプレゼンテーションを実施する。この場合は評価基準点を満たしているかどうかで選定の可否を決定する。
- ・プレゼンテーションは、非公開により行う。
- ・本業務に配置される管理責任者又は現場担当者のいずれかは必ず参加すること。
- ・プレゼンテーションは、提出した提案書により行うものとし、それ以外の資料の配布、投影は市が許可した場合を除き認めない。
- ・プレゼンテーションにより知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

7 選定方法

選定方法については次のとおりであり、各審査の結果は申請者（参加者）全員に対し、文書により通知する。

（1）プレゼンテーション審査

提案書によるプレゼンテーション及びヒアリング審査（30分程度）を実施の上、別紙「選考基準」に基づき採点する。

（2）優先交渉権者の決定

各審査員の得点の合計が最も高い事業者を優先交渉権者とする。

市は、優先交渉権者と契約締結交渉を行うが、契約の締結までに候補者が2記載の参加資格を満たさなくなった場合や辞退した場合、又は優先交渉権者と契約に至らない場合は、得点の高い事業者の順に契約締結交渉を行い、合意に達した者と契約を締結する。

8 申請者の失格事項

失格事項に該当すると確認された提案者に対しては、書面にて通知する。

（1）次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・参加資格要件を満たさない場合
- ・プレゼンテーションに参加しなかった場合
- ・本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
- ・提案書に虚偽の内容が記載されている場合

9 その他

（1）申請書類の提出後に本プロポーザルを辞退する場合は、任意の様式により辞退届を学校教育課まで電子メールにて提出するものとする。

（2）提出書類の著作権は、提案した事業者に帰属するものとする。ただし、プロポーザルの結果の公表など本市が必要と判断した場合には、事業者の了承を得た上で、応募書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

（3）提出された書類等は射水市情報公開条例（平成17年射水市条例20号）に基づき公開することがある。